

【投薬について】

登園は、集団生活に支障のない健康状態であることが前提となっています。

園児への投薬は「医療行為」となるため、保護者や医師に代わって保育士が行うことは原則できません。

<医療機関を受診して薬を処方される時は>

園での保育時間中に投薬せずに済むよう依頼してください。

例 「朝（登園前）・降園後・就寝前の3回」「朝・夕の2回」

<保育時間中の投薬がどうしても必要な場合は>

保護者が来園し投薬することが原則となります。

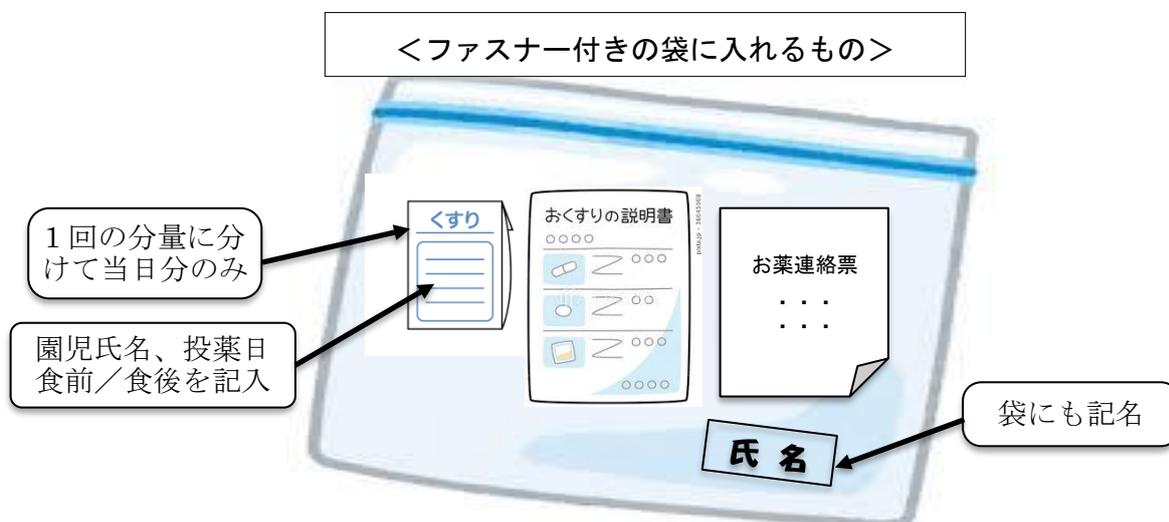
保護者の来園が不可能で、医師の処方と保護者が記入する『お薬連絡票』での依頼がある場合に限り、処方薬をお預かりし投薬します。

※保護者の判断で持参した市販薬等はお預かりしません。

【投薬依頼について】

薬は医師が処方したものに限り、保護者の判断で持参した市販薬等は、お預かりしません。

- ① 内服薬は 1回の分量に分けた上で当日分のみお預けください。
- ② 処方薬の袋や容器には、園児氏名（フルネーム）、投薬日、食前／食後を記入してください。
- ③ 『お薬連絡票』には必要事項をすべて記入してください。記入漏れがある場合は電話にて確認いたします。
- ④ 記名したファスナー付きの袋に、次の3点を一緒に入れてください。
・処方薬 ・薬剤情報提供書（コピー可） ・『お薬連絡票』
- ⑤ 上記④は必ず職員へ手渡ししてください。
※通学バックに入れたままでは行き違いのもととなります。
- ⑥ 当日の連絡帳には、処方薬がある旨や症状の経過、受診の状況等をご記入ください。



袋ごと登園時に職員へ手渡ししてください。